

9. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項
2. 定性的な開示事項
3. 定量的な開示事項
 - (1) 自己資本の充実度に関する事項
 - (2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
 - イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
 - ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
 - (3) 信用リスク削減手法に関する事項
 - (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ オリジネーターの場合
 - ロ 投資家の場合
 - (6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
 - イ 貸借対照表計上額及び時価等
 - ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 - (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
 - (8) 金利リスクに関する事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	83,633	85,931
うち、出資金及び資本剰余金の額	841	835
うち、利益剰余金の額	82,842	85,146
うち、外部流出予定額 (△)	50	49
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,155	1,135
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,155	1,135
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	84,789	87,066
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	289	485
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	289	485
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	289	485
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	84,499	86,580

(単位:百万円、%)

項 目	2025年3月期	2026年3月期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	808,713	822,877
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,148	23,238
フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	831,861	846,115
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.15%	10.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

※ モーゲージ・サービシング・ライツとは、住宅ローンを証券化した場合に計上する将来の回収代行手数料の現在価値の事です。

※ リスク・アセットの額は、各資産のリスクの大きさに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。

2.定性的な開示事項

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の調達手段について

当金庫の自己資本は、地域のお客様の出資金で調達しております。

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されており、2025年度末自己資本額のうちお客様からお預かりしている出資金835百万円が自己資本調達手段に該当します。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称について

標準的手法で適用されるリスク・ウェイトは、債権の種類別に規定されたリスク・ウェイトのほかに、適格格付機関が債務者に対して付与する外部格付に応じて設定されます。

当金庫はリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について、次の2つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)

以上2社は当金庫の「有価証券等資金運用基準」において選定している格付機関です。

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について

BIS規制では、担保・保証等について、一定の範囲でリスク・アセットの削減効果を認めており、これらを「信用リスク削減手法」といいます。当金庫では「簡便手法(保全部分に適用するリスク・ウェイトは、与信先ではなく、担保・保証のリスク・ウェイトとする方式)」を採用しています。

信用リスク削減効果は、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、銀行及び証券会社、外部格付がA(-)格以上のその他の者、その他に非担保預金等が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定します。なお、担保・保証に関する手続は、当金庫が定めた各種の「取扱要領」及び「担保に関する通則」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

当金庫では融資の取上げに際し、取引先企業の財務内容、事業環境、経営者の資質などの信用調査から信用格付評価を行い、また、融資案件の資金使途、返済原資など、さまざまな角度から融資実行の確性の判断をしております。担保や保証による保全措置については、あくまでも補完的な位置付けとすることを、当金庫における「クレジットポリシー」としております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなどの適切な取扱い方法を「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程」に定め、「同手順書」に従ってご説明に努めることとしております。

信用リスク削減方策の一つとして、与信取引に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、手順書や各種約定書等に基づき、法的な有効性を確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払い戻し充当することとしております。

なお、信用リスク削減手法の適用されたエクスポージャーについては、この地域の皆様に対する消費者ローンが主なものであり、与信集中リスクはなく分散されています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

金融派生商品取引とは、為替などの本来の金融商品から派生した取引をいいます。当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。

具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として金利スワップ取引、先物為替予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、外貨資産、負債をバランスさせることなどにより、市場における為替相場等の変動においてもリスクを生じないような形で管理しております。また、信用リスクについては、お客様との取引に係るものは総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を適切な保全措置が講じられるようにしております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引をいいます。当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。

投資家業務については、有価証券投資の一環として捉え、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより、リスクを認識し、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、「有価証券等資金運用基準」、「証券化商品等への投資に対する補足基準」及び「有価証券等資金運用方針」に基づき、また、必要に応じてALM委員会及び常務会に諮るなど適正な運用・管理を行っております。

一方、地域金融機関CDOなどのオリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと考え、貸出金など同様の与信審査を行っております。なお、2025年度においてオリジネーター業務は行っておりません。

自己資本比率算定上、証券化エクスポージャーに係るリスク・アセットの算定方式は、標準的手法を採用しています。また、証券化取引に関する会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正に行っております。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(6) 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等に係るリスクの認識については、時価評価損益及びVaR(最大損失額)によるリスク計測によって把握し、当金庫の抱える市場リスクの状況や、保有限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、定期的に市場リスク委員会、ALM委員会で協議しその結果を経営陣へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、投資事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況についても定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正に行っております。

また、不動産投資法人への出資等に係るリスク・ウェイトについては、上場不動産投資法人は株式等エクスポージャー、非上場不動産投資法人は自己資本比率告示第70条の5(リスク・ウェイトのみなし計算)の規定に基づき算出しております。

(7) 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

■リスク管理の方針及び手続の概要

金融環境の変化に伴う資産・負債の構造変化と収益面への影響を的確に把握し対応していくため、当金庫においては金利リスクのコントロールは非常に重要な経営課題であると考えています。

金利リスクとは、市場金利の不利な変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、「時価評価ALMシステム」を導入し、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産及び負債を対象に金利リスク(VaR:バリュー・アット・リスク)、開示告示に基づく経済的価値の変動(ΔEVE)、損益の変動額(ΔNII)等のモニタリングを月次で行い、ALM委員会及び市場リスク委員会で協議するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めております。

なお、当金庫は金利を対象とする金融派生商品を有しておりません。

■金利リスクの算定手法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は4年とし、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

算定にあたっては、固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については考慮しておりません。

複数通貨の集計にあたっては、重要性の観点よりすべての外国通貨を円換算して金利リスクを算出しております。また、金利リスクを持つ投資信託についてルックスルーによる金利リスクを算出しておりませんが、当該投資信託の有価証券全体に占める簿価割合は0.5%未満であり、ストレス時に大きな金利ショックを与えないと判断しております。

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。また、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす内部モデル等は使用しておりません。

なお、ΔEVE及びΔNIIについては大きな変動はありません。ただしΔNIIについては、合理的な算出が不可能であることから外国投信を除いて算出しております。

当金庫の有価証券運用方針において安全性・堅実性を重視し、公共債を中心とした運用としていることなどから、当期の重要性テスト結果は監督上の基準値である20%を上回っております。ただし、当金庫ではリスク資本配賦制度の一環として金利リスクをVaR等により管理しており、部門ごとにリスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。引き続き市場環境及び金利リスク状況を継続的にモニタリングするとともに、相場変動時の対応態勢拡充に努めてまいります。

なお、VaRについては、預貸金、有価証券等の業務別に信頼区間99%、観測期間1,440営業日、保有期間240営業日の分散共分散法により計測しております。これは、過去の金利データから将来の金利変化とその関係を予測する手法で、1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。一方、ΔEVEは一定の金利ショックに対する損失額を表しております。また、ΔNIIは金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額を表しております。

(8) オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要について

■リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「内部プロセス・人・システム」が不適切であること、もしくは機能しないこと、または自然災害などの外生的事象から生じる損失リスクをいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスク管理方針を定め、リスクの現状認識に関する「自己評価」を実施するとともに、改善策を検討しております。また、これらリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク委員会、リスク統括委員会等において、協議・検討するとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の概要

①算出に使用する手法の名称

自己資本比率告示第304条に基づく標準的計測手法により算出しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、BIC(事業規模要素)の額にILM(内部損失乗数)を乗じて算出しています。

なお、BICの額は、BI(事業規模指標)にBIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

②BIの算出方法

BIは、金利要素(預金業務等の規模)、役務要素(役務取引等の規模)、金融商品要素(金融商品取引の規模)の直近3年間の平均値を求め、各要素を合計して算出します。

③ILMの算出方法

ILMは、自己資本比率告示第306条に基づき「1」を使用しています。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

3. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月期		2026年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	808,713	32,348	822,877	32,915
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	766,778	30,671	777,923	31,116
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	910	36	360	14
我が国の政府関係機関向け	40	1	40	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	108,762	4,350	91,835	3,673
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	230	9
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	196,627	7,865	196,853	7,874
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,592	1,583	39,071	1,562
トランザクター向け	634	25	601	24
不動産関連向け	309,614	12,384	328,305	13,132
自己居住用不動産等向け	225,867	9,034	230,303	9,212
賃貸用不動産向け	63,350	2,534	79,667	3,186
事業用不動産関連向け	20,396	815	18,335	733
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,582	223	6,979	279
延滞等向け	20,513	820	18,672	746
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,440	97	2,232	89
取立未済手形	84	3	80	3
信用保証協会等による保証付	5,709	228	6,040	241
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	8,696	347	10,239	409
上記以外	68,204	2,728	77,212	3,088
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	35,734	1,429	35,734	1,429
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,595	303	7,595	303
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	2,931	117
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—

				2025年3月期		2026年3月期	
				リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
		総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー		—	—	—	—
		上記以外のエクスポージャー		24,874	994	30,949	1,237
		②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	証券化	STC 要件適用分		—	—	—	—
		短期 STC 要件適用分		—	—	—	—
		不良債権証券化適用分		—	—	—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分		—	—	—	—
		再証券化		—	—	—	—
		③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		41,934	1,677	44,953	1,798
		ルック・スルー方式		41,934	1,677	44,953	1,798
		マンドート方式		—	—	—	—
		蓋然性方式（250%）		—	—	—	—
		蓋然性方式（400%）		—	—	—	—
		フォールバック方式（1250%）		—	—	—	—
		④未決済取引		—	—	—	—
		⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
		⑥CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）		—	—	0	0
		⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
口.	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			23,148	925	23,238	929
	BI			15,432		15,492	
	BIC			1,851		1,859	
ハ.	単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋口）			831,861	33,274	846,115	33,844

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫では、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

※信用リスク・アセットは、資産の額から適格金融資産担保、適格な保証などによるリスク削減効果を適用しておりますので、資産の額にリスク・ウェイトをかけた数値とは一致しません。

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
 イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エクスポージャー	
			債券		コミットメント及びオフ・バランス取引			
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
製造業	112,365	104,920	45,035	42,935	—	—	9,109	6,977
農業	588	882	—	300	—	—	55	36
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	55	47	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	164	136	—	—	—	—	—	40
建設業	52,385	52,995	10,580	9,080	—	—	5,058	4,885
電気・ガス・熱供給・水道業	6,805	6,133	4,581	4,084	—	—	8	—
情報通信業	3,568	4,033	1,100	1,600	—	—	43	38
運輸業、郵便業	39,682	39,560	17,800	17,300	—	—	1,660	1,655
卸売業、小売業	41,469	41,352	6,430	6,530	—	—	2,502	2,896
金融業、保険業	37,689	40,914	33,894	34,893	—	—	7	2
不動産業	180,359	176,580	15,639	14,839	—	—	3,125	3,271
物品賃貸業	2,964	1,872	—	—	—	—	163	194
学術研究、専門・技術サービス業	6,901	8,048	—	—	—	—	604	676
宿泊業	4,092	3,842	—	—	—	—	678	669
飲食業	7,226	7,626	—	—	—	—	896	970
生活関連サービス業、娯楽業	18,136	25,455	—	—	—	—	1,277	886
教育、学習支援業	3,126	2,970	—	—	—	—	144	505
医療、福祉	41,123	54,099	—	—	—	—	636	701
その他のサービス業	26,345	25,778	960	330	—	—	990	1,086
国・地方公共団体等	336,316	338,022	246,431	246,742	—	—	—	—
個人	423,143	434,439	—	—	—	—	3,201	3,316
その他	606,841	581,625	1,700	1,700	1,527	10,867	—	—
業種別合計	1,951,342	1,951,341	384,150	380,335	1,527	10,867	30,158	28,810
1年以下	550,649	520,926	22,057	5,314	1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。			
1年超3年以下	74,641	63,264	11,192	17,147				
3年超5年以下	69,195	106,489	33,743	52,109				
5年超7年以下	93,600	89,499	33,781	40,256				
7年超10年以下	202,095	196,862	131,032	119,639				
10年超	915,068	933,158	127,972	123,919				
期間の定めのないもの	32,204	29,081	24,373	21,950				
その他	13,891	12,059	—	—				
残存期間別合計	1,951,342	1,951,341	384,150	380,335				

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2025年3月期	1,146	1,155	—	1,146	1,155
	2026年3月期	1,155	1,135	—	1,155	1,135
個別貸倒引当金	2025年3月期	1,444	2,207	27	1,416	2,207
	2026年3月期	2,207	1,966	413	1,793	1,966
合 計	2025年3月期	2,590	3,362	27	2,563	3,362
	2026年3月期	3,362	3,102	413	2,949	3,102

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金									
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		貸出金償却	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
製造業	411	564	564	685	411	564	564	685	63	32
農業	5	6	6	5	5	6	6	5	—	4
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
建設業	98	125	125	93	98	125	125	93	106	60
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—
運輸業・郵便業	105	188	188	231	105	188	188	231	15	—
卸売業・小売業	112	118	118	151	112	118	118	151	113	11
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	142	140	140	115	142	140	140	115	—	34
物品賃貸業	16	15	15	14	16	15	15	14	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1	102	102	101	1	102	102	101	—	3
宿泊業	76	84	84	82	76	84	84	82	—	—
飲食業	15	11	11	11	15	11	11	11	25	—
生活関連サービス業・娯楽業	12	416	416	42	12	416	416	42	4	—
教育・学習支援業	5	5	5	5	5	5	5	5	4	—
医療・福祉	287	280	280	265	287	280	280	265	—	—
その他のサービス業	84	75	75	75	84	75	75	75	—	12
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	48	51	51	63	48	51	51	63	10	5
合 計	1,418	2,181	2,181	1,940	1,418	2,181	2,181	1,940	340	161

※当金庫は、国内に限られたエリアで事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円、%)

	2025年3月期					リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	13,620	—	13,620	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	143,645	—	143,645	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	194,730	—	194,730	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	9,100	—	9,100	—	910	10
我が国の政府関係機関向け	9,900	—	9,900	—	40	0
地方三公社向け	900	—	900	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	543,761	—	543,761	—	108,762	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	280,032	50,631	268,993	6,058	196,627	71
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	66,034	149,073	62,399	3,044	39,592	60
トランザクター向け	—	121,624	—	1,686	634	38
不動産関連向け	538,586	—	537,260	—	309,614	58
自己居住用不動産等向け	420,252	—	419,667	—	225,867	54
賃貸用不動産向け	97,422	—	96,730	—	63,350	65
事業用不動産関連向け	20,911	—	20,862	—	20,396	98
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,582	—	5,582	—	5,582	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,336	286	15,096	26	20,513	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,991	—	2,990	—	2,440	82
取立未済手形	420	—	420	—	84	20
信用保証協会等による保証付	58,363	137	58,363	13	5,709	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	8,696	—	8,696	—	8,696	100
合 計					698,574	

(単位:百万円、%)

	2026年3月期					
	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	12,059	—	12,059	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	161,289	—	161,289	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	206,477	—	206,477	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,600	—	3,600	—	360	10
我が国の政府関係機関向け	23,701	—	23,701	—	40	0
地方三公社向け	919	—	919	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	459,126	—	459,126	—	91,835	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,100	—	1,100	—	230	21
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	278,801	56,307	268,239	6,556	196,853	72
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	67,186	154,759	63,732	3,060	39,071	58
トランザクター向け	—	121,125	—	1,614	601	37
不動産関連向け	546,232	—	544,780	—	328,305	60
自己居住用不動産等向け	429,612	—	429,068	—	230,303	54
賃貸用不動産向け	98,058	—	97,212	—	79,667	82
事業用不動産関連向け	18,561	—	18,499	—	18,335	99
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,583	—	5,583	—	6,979	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	14,360	224	14,009	19	18,672	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,998	—	2,998	—	2,232	74
取立未済手形	404	—	404	—	80	20
信用保証協会等による保証付	61,445	174	61,445	17	6,040	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	7,876	—	7,876	—	10,239	130
合 計					700,711	

1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	2025年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	13,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	143,645	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	194,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	9,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	9,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	543,661	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	31,981	-	-	-	-	-	-	-	-	75,898	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	167,665	-	-	-	-	-	-	84,924	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	167,665	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,924	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,283	57,094	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	353,280	76,094	-	576,964	-	100	-	167,665	-	-	-	1,686	76,268	-	84,924	-

(単位:百万円)

	2025年3月期																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,620	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143,645	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決裁銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	194,730	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,100	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,900	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	900	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	543,761	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	-	500	-	97,435	-	-	69,237	-	-	-	-	-	-	-	-	275,052	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	62,192	-	-	-	-	1,564	-	-	-	-	-	-	-	-	65,443	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,686	
不動産関連向け	3,868	252,002	-	-	5,023	-	-	11,806	11,970	-	-	-	-	-	-	537,260	
自己居住用不動産等向け	-	252,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	419,667	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	11,806	-	-	-	-	-	-	-	96,730	
事業用不動産関連向け	3,868	-	-	-	5,023	-	-	-	11,970	-	-	-	-	-	-	20,862	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,582	-	-	-	5,582	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,625	-	-	-	-	13,126	-	-	-	15,122	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	2,990	-	-	-	-	-	-	-	-	2,990	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	420	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,377	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,696	-	-	8,696	
合　　計	3,868	314,694	-	97,435	5,023	-	75,418	11,806	11,970	-	-	18,709	8,696	-	-	1,884,606	

(単位:百万円)

	2026年3月期															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	12,059	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	161,289	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	206,477	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	3,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	23,301	400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	919	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	459,026	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,000	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	34,708	-	-	-	-	-	-	-	-	70,204	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	7	-	18,331	-	-	-	-	-	-	-	1,115	2,968	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	498	-	-	-	-	-	-	-	1,115	-	-	-	-
不動産関連向け	-	211	-	57,813	-	-	-	148,871	-	-	-	-	59	-	71,032	-
自己居住用不動産等向け	-	211	-	57,813	-	-	-	148,871	-	-	-	-	59	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,032	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	644	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	15	-	937	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	1,062	60,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	405,109	64,635	-	571,793	-	100	-	148,871	-	-	-	1,115	73,882	-	71,032	-

(単位:百万円)

	2026年3月期																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,059
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161,289
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決裁銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206,477
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,600
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,701
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	919
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	459,126
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	100,489	-	-	69,394	-	-	-	-	-	-	-	-	-	274,796
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	43,806	-	-	-	-	563	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,793
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,614
不動産関連向け	2,938	222,113	-	-	4,191	-	-	4,936	11,368	-	-	21,243	-	-	-	-	544,780
自己居住用不動産等向け	-	222,113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	429,068
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	4,936	-	-	-	21,243	-	-	-	-	97,212
事業用不動産関連向け	2,938	-	-	-	4,191	-	-	-	11,368	-	-	-	-	-	-	-	18,499
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,583	-	-	-	-	5,583
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,966	-	-	-	-	10,846	-	-	-	-	14,029
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	2,040	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,998
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,462
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,876	-	-	-	7,876
合　　計	2,938	265,919	-	100,489	4,191	-	73,965	4,936	11,368	-	-	37,672	7,876	-	-	-	1,845,898

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,226,681	5,808	10.000	1,226,932
40%~70%	169,033	117,063	10.000	169,712
75%	263,721	26,330	11.014	261,087
80%	—	—	—	—
85%	100,462	16,522	12.492	97,217
90%~100%	81,030	34,190	12.000	79,286
105%~130%	23,963	—	—	23,776
150%	18,115	213	10.000	17,896
250%	8,696	—	—	8,696
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,891,704	200,129	10.681	1,884,606

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2026年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,190,229	5,934	10.000	1,190,509
40%~70%	148,414	116,559	10.000	148,969
75%	268,268	32,445	10.253	265,919
80%	—	—	—	—
85%	103,157	13,509	13.736	100,489
90%~100%	79,500	42,852	10.999	78,156
105%~130%	16,492	—	—	16,304
150%	38,122	163	10.000	37,672
250%	7,876	—	—	7,876
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,852,062	211,465	10.480	1,845,898

(注)
「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	16,664	17,015	81,124	105,799

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	0

※当金庫は「グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額」を「担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額」としているため両者の差引金額は常にゼロです

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
派生商品取引合計	—	0	—	0
外国為替関連取引	—	0	—	0
その他	—	—	—	—
合 計	—	0	—	0

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ. 投資家の場合

該当ございません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2025年3月期		2026年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	16,303	16,303	17,290	17,290
非上場株式等	7,821	—	7,831	—
合 計	24,124	16,303	25,121	17,290

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	2025年3月期	2026年3月期
売却益	1,231	3,074
売却損	3	—
償却	31	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
評価損益	8,424	10,241

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月期	2026年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	55,645	54,768
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
1	上方パラレルシフト	57,317	46,975	2,311	1,850
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	57,317	46,975	2,311	1,850
		ホ		ヘ	
		2025年3月期		2026年3月期	
8	自己資本の額	84,499		86,580	

(注) 金利リスクの算定手法の概要などは、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。